2025年（令和７年）
4/10
No. 1318

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所　一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

７年度事業計画・予算など承認
ドライバーファースト視点で重点的な事業へ

東京都トラック協会（水野功会長）は3月28日、東ト総合会館で、令和6年度第5回理事会（Web併用）を開催し、7年度事業計画書・収支予算書（案）などを審議・承認した。「選択と集中」と銘打った予算を編成し、ドライバーファーストの視点に基づき、待遇改善・健康管理・安全教育の新規事業に重点的に配分した。

また、会長候補者の選出に関する規程の改正案を承認し、8年度から新規程のもとで会長選出を進める。

東ト協 6年度 第5回 理事会

冒頭、あいさつに立った水野会長は、「関東運輸局幹部の方より説明を受けたように、物流改正法が4月から施行される。荷主と物流事業者に規制的措置を定めた改正物流効率化法と、トラック運送事業者などの取引に規制的措置を定めた改正貨物自動車運送事業法で構成され、業界の秩序維持のために極めて重要だ。その一方で、荷主だけでなく我々トラック運送事業者にも多くの義務が課されるため、今回のような説明会や研修会などの開催を通じて、会員の皆様をサポートしていきたい」と述べた。

会長選定の新規程を決定

7年度事業計画ではドライバーファーストの視点に基づく「選択と集中」による予算編成のもと、新規事業としてEラーニングの導入に向けた助成事業の確立、定期健康診断受診費用助成の正式拡充など、会員事業者が真に必要とする事業を重点的に実施し、既存事業については更なる効率化を図ることとした。

7年度予算の経常収入は20億1281・9万円（前年度比0・3％減）、経常支出は20億3516・3万円（同0・4％増）で、収支は2234・4万円の赤字となる見込み。なお、会費の額および納入方法は従来通りとする。

また、7年度通常総会について審議し、6月16日、千代田区の帝国ホテル東京本館2階「孔雀東」で開催することを承認。

続いて、支部ブロック制導入の進捗状況について説明。7年度から、第2期パイロットブロック（PB）の渋谷・世田谷・目黒各支部、台東・墨田・荒川各支部、深川・城東各支部がブロックに移行し、活動を開始する。同じく第2期PBの品川・大田各支部、文京・豊島・北・板橋・練馬各支部は引き続きPBとしての取り組みを実施する。

さらに、会長候補者の選出に関する規程の改正について審議し、内容の一部改定と名称の変更、委員会設置の明確化、委員の選定方法・就任要件の見直し、委員長の選定方法の見直し、会長の任期の明示と通算任期の上限の設定、委員の守秘義務の限定化について改正を行うことを承認。7年度は新たな手続きの周知を図り、8年度の改選期に新規程に基づく会長の選定を行う。

このほか、標準的運賃の届出率、東京都の6年度補正予算による運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業、Eラーニング導入について説明した。

水野会長は、会員の標準的運賃の届出率が目標を達成できたことに感謝の言葉を述べ、運賃・料金収受に向けたこれからが本番であると強調した。

東ト協
警視庁交通部に要望提出
駐車規制の見直し求める

東ト協は3月21日、警視庁の日下真一交通部長あてに、水野功会長と三村偉一郎物流政策委員長（副会長）の連名で「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に関する要望について」を提出した。

池田課長に要望書を手渡す三村委員長（右から2番目）と下川副委員長㊨、中島副委員長㊧

同日は、三村委員長と下川悟・中島秀治両副委員長が同庁交通部交通規制課を訪れ、池田正博課長に要望書を手渡した。要望書には、貨物集配中に係る駐車規制の見直し要望エリア一覧（警察署別・157か所）を添付し、実現を求めた。

要望事項では、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて、可能な限り早期に更なる駐車箇所数・駐車枠数などの拡充を求めた。特に都心部の駅周辺や商業・繁華街地域に集配トラックが収容可能な駐車施設の拡充が必要と訴えた。

また、駐車規制の見直し実施場所に集配車両以外の一般車両などが駐車することがないよう、駐車指導・取り締まりの強化、一般車両利用者への周知を求めた。

さらに、昨年4月から施行された罰則付き時間外労働の上限規制への対応、働き方改革推進による生産性向上、駐車場所探しによるドライバーの高ストレスからくる事故への懸念、インターネット通販や高齢化社会の進展に伴う個宅配送の増加などを踏まえ、一部の諸外国と同様、貨物車に限り路上駐車を解禁することや、貨物配達中の駐車に限り、取り締まり対象の駐車時間の緩和、貨物車を除外した駐車禁止規制、貨物車を対象とした時間制限駐車区間規制を行うなど、規制の見直しを要望した。

三村委員長は「時間外労働の上限規制が実施され、輸送の効率化や労働時間の短縮を進めているが、ドライバーが駐車スペースを探す時間は大きな負担となっている。駐車できたとしても、場所によってはすぐに取り締まりを受ける状況にあることから、多くの事業者が駐車場所を必要としている」と説明し、見直しへの理解を求めた。

池田課長は、トラック輸送がライフラインを担う現状や繁忙期の引越輸送の実状に理解を示し、見直しを検討していくとした。

警視庁が38か所を追加

警視庁は4月1日、令和6年度分の貨物集配中車両の専用駐車スペースとして、38か所・48枠を追加したことを公表した。**（詳細は次号に掲載）**

物流改正法施行を直前に関運局が説明会

同日は、理事会の開催に先立ち、物流の2024年問題に関する説明会を開催した。

関東運輸局自動車交通部貨物課の杉田美千代課長と同交通政策部環境・物流課の林昌宏課長補佐が4月1日からの新物流効法の施行、改正貨物自動車運送事業法についてそれぞれ説明した。**（本号に物流改正法関連の資料を同封）**

東ト協 各支部
期間通じて交通安全活動を展開

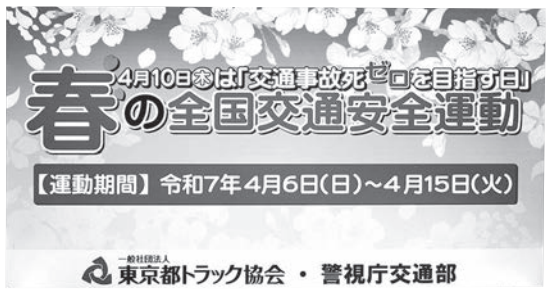

東ト協は4月6日から始まった「春の全国交通安全運動」の期間中、都内2か所（有楽町、立川）の屋外大型ビジョンと、新宿駅西口通路のディスプレイ、東ト総合会館1階のデジタルサイネージで、警視庁交通部との連名による交通安全運動の啓発映像を放映している**（写真）**。放映は期間中の15日まで毎日実施する。

今季は4月10日を街頭指導活動「統一実施日」として設定しているが、東ト協各支部では、運動期間を通じて、様々な交通安全活動を展開している。

運動期間を直前に控えた千代田支部（田中敏之支部長）は4月1日、神田警察署主催の交通安全イベントに参加したほか、豊島支部（菖蒲亨支部長）は4日、池袋・目白・巣鴨各警察署を訪問し、交通安全に向けて意見を交換した。

また、期間中に渋谷支部（田中秀樹支部長）は8日、初台交差点で代々木警察署に協力し、文京支部（星野昌康支部長）は9日、後楽1丁目交差点付近で富坂警察署に協力して、それぞれ歩行者誘導やノベルティの配布など、交通安全を呼びかける街頭活動を実施。大田支部（谷口眞二支部長）は8日、トラックストップ作戦を展開した。

（統一実施日の活動は次号に掲載）

読売新聞広告第3回
女性ドライバー活躍へ

東ト協は3月28日付『読売新聞』都内・多摩版に、働き方改革推進を目的とした3週連続のシリーズ広告（全面）の第3回目を掲載した**（写真）**。

広告第3回目では、「なぜ、」「もし、」に続いて「でも、」の一言と、笑顔の女性ドライバーの写真で構成。女性でもトラックドライバーとして活躍できることを「ふつうにはたらき、ふつうに給料をとって、ふつうに家に帰る生活のはじまり。」のボディコピーで表現する一方、活躍する女性が少ない現状を訴えている。

また、広告では「日本を復興する仕事。」をサブテーマとし、災害現場に物資を運ぶ女性ドライバーもイメージしている。

なお、全3回のシリーズ広告は、東ト協ホームページや公式Facebookにも掲載している。

紙面あんない

警察庁が駐車許可要件を明確化　7
東ト協、総務委員会を開催　6
東ト協、労務厚生委員会を開催　5
東ト協、物流政策委員会を開催　4
東京都適正化事業実施機関評議委員会　2

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用 R80

貨物集配中を駐車許可申請の要件に

警察庁が通達

警察庁は3月31日、都道府県警察本部などに対して、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて」「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について」「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について」の各通達を発出した。

駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、必要な交通の安全と円滑を確保するため、個々の現場の実状を勘案する必要があることに留意しつつも、運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、運用の見直しをするよう求めている。

通達では、これまでの駐車許可において都道府県ごとに異なっている要件や申請書類の統一化を指示。駐車に係る用務として、「5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること」とし、貨物集配を駐車許可申請の要件と明確化している。

また、駐車可能な場所の有無について、「路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること」とし、重量・長大な貨物の荷下しなどのために用務先の直近に駐車する必要がある車両以外については、「当該用務先からおおむね100㍍以内」と統一し、駐車場所がない範囲を明示している。

通達では7月1日までに、全国で運用開始を求めている。

物流の2024年問題を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避の業務用車両に係る駐車需要に対応するため、閣議決定された規制改革実施計画に、物流をはじめとした社会的インフラを担う事業者の駐車規制の在り方についての検討が盛り込まれたもの。

物流事業者・荷主の協力が必要

取引環境・労働時間改善東京都地方協議会

関運局
東労局

関東運輸局と東京労働局は3月25日、東ト総合会館で、第16回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」を開催し、令和6年度の取り組みおよび周知事項について説明。取引環境および労働時間に関する現場での変化や課題などの実態について報告した。

冒頭、関運局の藤田礼子局長が「トラック運送事業者だけでなく、発荷主・着荷主両方を含めたサプライチェーン全体で協力して推進する必要がある」と述べたほか、東労局の富田望局長が「労働時間削減に向けた取り組みの実践へ、発・着荷主を含めた業界全体に対する総合対策を進めていく」と述べた。

また、東京都トラック協会の水野功会長が「物流の2024年問題は始まったばかりで、今後も続く問題への対応が最重要課題だ」と強調した。

議事ではまず、今年度の取り組みとして、物流革新に向けた政策パッケージや物流改正法について説明。関運局・東労局が標準的運賃の届出状況や、トラック・物流Gメンの活動、労働基準監督署による荷主への要請、働き方改革推進支援助成金などを説明した。続いて、東ト協が働き方改革関連法対応や人材確保、標準的運賃・料金収受の促進に向けた取り組みなどを紹介した。

この後、現場での変化や課題などの実態について委員が意見を述べた。

なお、同協議会には東ト協から、水野会長のほか、鎮目隆雄・森本勝也各副会長、葛飾支部の鈴木貢支部長が委員として参画している。

若手人材採用・確保へ 受け入れ事業者に助成

全ト協7年度 インターンシップ導入促進支援事業

全日本トラック協会は4月1日から、令和7年度「インターンシップ導入促進支援事業」を実施している。これに伴い、東京都トラック協会は取り次ぎ事業として、申請受付を行っている。

同事業は若年労働者の確保対策の一環として、若手人材を効果的に採用する目的で行っているもの。全ト協ホームページ（HP）の「インターンシップ登録サイト」経由で、高等学校以上の教育機関から3日間以上のインターンシップを受け入れた中小事業者に対し、費用の一部を助成する。

具体的には次の通り。

東ト協で申請受付

【助成対象】都道府県トラック協会に所属する中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）。申請は、1事業者1回に限る

【助成額】受け入れ人数にかかわらず、受け入れ期間3日間が9万円、同4日間が11万円、同5日間以上が13万円

【実施期間】8年2月28日まで（予算額1500万円に達し次第、受付終了）

【助成要件】①受け入れ期間が3日間以上

②トラック運送事業の理解を深めることを目的としたプログラムで、次の内容を含むもの

▽点呼や日常点検など安全運行に向けた取り組みの見学など

▽乗務体験（学校側からの要請または社内規定で乗務体験を含まない場合を除く）

詳細は、全ト協HPまたは東ト協HPを参照。

▽申請・問い合わせ先＝東ト協総務部広報・情報G（☎03・3359・4134）

運管試験

6年度第2回　全国合格率34.1%

運行管理者試験センターは4月2日、令和6年度第2回運行管理者試験（貨物）の合格者を発表した。全国で7084人、合格率は34・1%だった。

また、東京会場の合格者は594人、合格率は38・4%だった。

東京都人事（4月1日）

都市整備局次長（同局総務部長）山崎太朗▽同局技監（住宅政策本部都営住宅経営部長）栗谷川哲雄▽環境局次長（同局総務部長）緑川武博▽福祉局長（環境局理事〈環境政策総合推進担当〉）髙崎秀之

環境局環境改善部長（同局環境政策担当部長〈生物多様性担当部長・DX推進担当部長・政策企画局カーボンハーフ担当部長・子供政策連携室企画調整担当部長・スタートアップ・国際金融都市戦略室スタートアップ戦略推進担当部長兼務〉）中島隆行▽環境局環境改善部自動車環境課長（同局気候変動対策部家庭エネルギー対策課長）東條左絵子

関東運輸局人事（4月1日）

総務部次長（海上安全環境部首席運航労務監理官）斉藤賢一▽群馬運輸支局長（埼玉運輸支局次長）堀越千秋▽東京運輸支局首席運輸企画専門官〈輸送〉（千葉運輸支局首席運輸企画専門官〈輸送〉）小林聡

東京運輸支局次長（自動車交通部旅客第二課長）神宮秀樹▽自動車技術安全部管理課長（東京運輸支局首席運輸企画専門官〈登録〉）玉井茂樹▽東京運輸支局首席運輸企画専門官〈登録〉（神奈川運輸支局首席運輸企画専門官〈登録〉）菅野英樹▽栃木運輸支局長（自動車交通部次長）栗田英樹▽自動車交通部次長（東京運輸支局次長）皆川誠司▽東京運輸支局次長（海上・港湾・航空技術研究所）髙木学▽自動車監査指導部次長（自動車技術安全部保安・環境課長）滝田雅彦▽自動車技術安全部保安・環境課長（自動車事故対策機構）松澤健一▽自動車監査指導部首席自動車監査官〈貨物〉（神奈川運輸支局首席陸運技術専門官〈検査・整備・保安〉）髙木勝義

▽自動車技術安全部次長（埼玉運輸支局長）團村聡▽埼玉運輸支局長（自動車技術安全部技術課長）髙久浩一▽自動車技術安全部技術課長（自動車技術総合機構）秋月浩希▽山梨運輸支局長（自動車技術総合機構）茂木明▽自動車技術安全部整備課長（東京運輸支局首席陸運技術専門官〈検査・整備・保安〉）宮﨑清治▽東京運輸支局首席陸運技術専門官〈検査・整備・保安〉（埼玉運輸支局首席陸運技術専門官〈検査・整備・保安〉）古澤実▽自動車技術安全部長（警察庁交通局付）森内孝信

天然ガストラックは物流の
エネルギーセキュリティ向上と
大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後
でも、大半が運行を停止することがありませんでした。
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が
高いことが特徴です。
さらに天然ガストラックは CO_2 や NO_x 、PM などの排出量が
少ないため大気環境改善に貢献しています。

TOKYO GAS　企画部 NGV事業グループ　〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20　Tel.03-5400-6774
http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/
NGV

運輸点描

多くの事業者から「ドライバー不足」という話を聞く。人手不足には業界固有の要因もあるが、同時に日本社会の人口構造といった問題もある。そのような中で将来的に注目されるのは、トラックの自動運転の実装化であろう。一方、自動車産業は「100年に一度」ともいわれる大転換期にある。脱石化燃料エンジンと自動運転に向けた技術開発が焦点だ。では、トラックの自動運転技術の開発は、どこまで進んでいるのだろうか。

構内トラックの自動運転に成功

今年2月に、新東名高速道路の駿河湾沼津SAと浜松SA間で自動運転トラックの走行実証が行われた。これはヤマト運輸、NEXT Logistics Japan、ダイナミックマッププラットフォーム、BIPROGYの4社が開発した、自動運転を支援するデータ連携システムによる走行安全性や、共同輸送の効率化の実現性について検証したもの。4社は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業／デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発」で同システムを開発した。

一方で、公道ではなく物流センター構内におけるトラックの自動運転（レベル4相当）を、令和4年2月から続けている事業者がいる。日本モビリティが開発した自動運転装置を搭載した4㌧トラックを2台導入し、群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センターやプロコードと連携して、「完全無人トラックによる場内自動搬送サービス」の早期実現に向けた実証実験を行った。この取り組みにより今年1月に、障害物を検知すると自動回避する機能が開発された。

この物流センターは、敷地内に低床倉庫（2棟）、一般品倉庫、高床倉庫、冷蔵倉庫（2棟）、冷蔵自動倉庫、ラック倉庫（2棟）、特設倉庫、その他が建っている。それらの中には保管だけではなく、国内や海外に出荷する荷物の梱包作業などを行う倉庫もある。そのため荷物を保管している倉庫から、国内出荷や輸出用の梱包などを行う棟への場内移送がある。令和4年2月から進めてきたのは、これら同一敷地内にある倉庫間の荷物の移動を、完全無人トラックによって自動搬送する取り組みだった（その後、関係行政機関から道路使用許可をとって一部道路＝公道をまたぐ自動運転もしている）。

無人トラックへの荷物の積み込みや荷降ろしは、有人のフォークリフトで行う。荷物を積み込む（降ろす）と、フォークリフト操縦者がタブレット端末でトラックに次の動作を指定し、そのトラックは自動運転で次の場所に移動する。無人走行トラックの時速は約10㌔㍍で、自動運転が周囲に分かるよう、音楽を流しながら走行する。指定された場所に到着すると、やはり有人のフォークリフトで荷降ろし（積み込み）作業が行われる。自動運転レベル4相当のトラックは、構内の1100㍍の距離を15分間隔で一運行している。

これまでは障害物を検知すると、トラックは自動停止していた。フォークリフト操縦者がタブレットで指示を出して障害物を避けて運転していたのだが、今度は障害物を検知すると、それらの情報を自動解析し、回避ルートを自動的に設定できるようになったのだ。その障害物回避ルート情報をフォークリフト操縦者のタブレットに送り、それにOKを出すかどうか判断する。フォークリフト操縦者が最終判断するのは、現在の機能では目前の障害物の自動回避は判断できるが、その先にある障害物などまでは情報判断ができないからだ。

このように、トラックの自動運転は少しずつ技術開発が進んでいる。しかし、公道を自動走行するなど、レベル4での実装化までにはもう少し時間がかかりそうだ。

自動車産業は大きな過渡期へ
ドライバー不足解消に高い関心

（物流ジャーナリスト 森田 富士夫）

環境省 国交省 経産省

6年度補正 商用車等の電動化促進事業を開始
BEVなどの導入費補助

環境省は3月31日から、国土交通省と経済産業省との連携事業として、令和6年度補正予算による「商用車等の電動化促進事業（トラック）」の公募を開始した。

同事業は、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46％減）の達成に向け、トラックなど商用車の電動化のための車両・充電設備の導入に対して補助し、普及初期の導入加速を支援するもの。省エネ法に基づく、「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換による影響を受ける事業者などを対象に補助されるもの。

6年度補正による補助予算額は400億円。

トラック電動化関係の補助内容は、次の通り。

▽補助対象事業者＝国で定める目標（目安）などに準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している、貨物自動車運送事業者やリース事業者など

▽補助対象＝同事業の事前登録を受けた電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）のトラック（7年2月3日から8年1月30日までに新規登録されたもの）、および充電設備（これら車両と一体的に導入する場合のみ補助対象）

※車両総重量2・5㌧超は事業用・自家用、同2・5㌧以下は事業用のみ対象（バンタイプを含む）

▽補助率＝標準的燃費水準車両との差額について、BEVは3分の2、PHEVは2分の1、FCVは4分の3、および充電設備は2分の1など（機器・設備・工事費それぞれの上限を設定）

▽執行団体＝環境優良車普及機構〈LEVO〉（☎03・5944・0883）

トラック関係 執行団体 LEVO

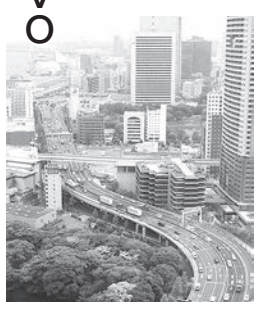

申請方法は、LEVOへ郵便や信書便、持参により申請。電子申請は、識別番号付き電子メール、またはデジタル庁運営の補助金電子申請システム「jグランツ」により申請する。

詳細は、LEVOホームページ掲載の公募要領などを参照。

海事協会 働きやすい職場認証制度

「一つ星」「二つ星」常時申請を受け付けへ

国土交通省の「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）について、認証実施団体の日本海事協会は4月1日から、2025（令和7）年度以降の「一つ星」と「二つ星」新規・継続申請の受付を通年で行っている。継続申請は7年7月1日以降に有効期間満了日を迎える事業者が対象。事業者の都合に合わせていつでも申請することが可能となり、より申請が行いやすくなる。

○「一つ星」の新規申請

常時申請が可能。

○同位の認証段階で継続申請（7年7月1日以降に有効期間満了日を迎える事業者）

有効期間満了日翌日の半年前から満了日までを「更新期間」とし、認証の継続申請は、原則としてこの期間内に申請する。新登録証書の有効期間開始日は、旧登録証書の有効期間満了日の翌日とし、有効期間は2年間。

「更新期間」の前に継続申請を行うことも可能。この場合、新登録証書の有効期間開始日は、旧登録証書の有効期間満了日にかかわらず、運営委員会にて認証が承認された日の翌月の1日とし、有効期間は2年間。

○上位の認証段階（「一つ星」から「二つ星」）の申請

「一つ星」取得後、同認証有効期間開始日から1年を経過してから有効期間満了日まで上位の認証段階の申請を行うことが可能。上位の認証段階に合格した場合、新登録証書の有効期間開始日は、旧登録証書の有効期間満了日にかかわらず、運営委員会にて認証が承認された日の翌月の1日とし、有効期間は2年間。

「一つ星」「二つ星」新規・継続申請の詳細は、海事協会ホームページ「働きやすい職場認証制度」のサイトを参照。

4月は「再配達削減PR月間」

国土交通省・消費者庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省と地方自治体、宅配事業者・電子商取引（EC）事業者などは、4月を宅配便などの「再配達削減PR月間」として再配達削減に向けた取り組みを推進している。

多様化するライフスタイルとともにECの急速な拡大に伴い、置き配や宅配ロッカーなど、対面以外の多様な受取方法を社会全体に普及・浸透させるため、政府広報とも連携し、ホームページやSNSなどを通じて、消費者への再配達削減を呼びかけている。

経産省 日本健康会議

健康経営優良法人2025
中小部門1万9796法人を認定

経済産業省は3月10日、日本健康会議と共同で運営する「健康経営優良法人2025」における今年度の結果を発表した。中小規模法人部門では1万9796法人が認定され、前年比3063件の増加で、このうち旅客を含む運輸業の認定数は1344法人となり、同185件の増加となった。

健康経営推進検討会（日本健康会議健康経営・健康宣言15万社ワーキンググループ合同開催）において定められた評価基準に基づき、日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定したもの。

上位500法人には「ブライト500」、新たに設置された顕彰枠で501～1500位法人には「ネクストブライト1000」の冠が付加され、運輸業ではブライトに40社、ネクストブライトに72社が認定された。

詳細は、「健康経営優良法人認定事務局」（日本経済新聞社）ポータルサイトを参照。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600（担当・青木）

高島平 03-6906-5960（担当・磯田）

ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp

E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

会長候補者選出改正案を決定

7年度事業計画・予算案など審議

東ト協 総務委員会

東京都トラック協会総務委員会(原島藤壽委員長)は3月24日、東ト総合会館で、令和6年度第4回総務委員会(Web併用)を開催し、7年度事業計画書・収支予算書(案)などを審議・承認した。

開催に当たり、原島委員長は、「理事会に諮る来年度事業計画・収支予算案とともに、小委員会で検討してきた支部ブロック制の導入、会長候補者選出に関する規程の改正案についてご審議いただきたい」と述べた。

7年度事業計画は、ドライバーファーストに力点を置き、新規事業への重点配分と事業の見直しによる選択と集中型の予算に対応した事業計画を編成。「運転者等スキル促進」で新規事業を実施するほか、「人材確保促進」「健康労働促進」「運転者等スキル促進」「交通事故・労働災害防止」「適正化事業」では、事業内容を大きく変更する。

予算案に関しては、経常収入20億1281・9万円(前年度比0・3%減)、経常支出20億3516・3万円(同0・4%増)で経常収支は引き続き赤字となる。

さらに、7年度通常総会、支部ブロック制の導入、「会長候補者の選出に関する規程」の改正について説明。規程の改正では、昨年12月の第3回総務委員会に提出した素案を一部修正し、委員の守秘義務について、個人のプライバシーや企業・団体などの利益を害するおそれのある情報などに限定し、必要以上の守秘義務を課さないことにより、委員会の透明性を確保した。

承認された事業計画・予算などは3月28日開催の理事会に諮り、正式決定する。

東ト協 7年度 「働きやすい職場認証制度」

取得促進へ費用助成

東ト協は、令和7年度「働きやすい職場認証制度(運転者職場環境良好度認証制度)」の認証取得費用の助成を実施している。同制度は、運転者の労働条件や労働環境の改善、長時間労働の是正など、働き方改革に取り組む事業者を認証するもの。

認証機関の日本海事協会に申請し、「一つ星」認証の新規・継続認証登録が助成対象となる。

今年度から、同制度の一つ星申請に関して、通年で申請を受け付ける。新規申請は常時申請が可能となる。継続申請(7年7月1日以降に有効期間満了日を迎える事業者)は、有効期間満了日翌日の半年前から満了日までを更新期間とする。

[受付期間]
4月1日～8年2月27日(予算額に達し次第、受付終了)

[助成対象]
①都内に本社およびドライバーを有する事業所がある事業者、②3月1日から令和8年2月27日までに一つ星新規、または一つ星継続の登録証書の交付を受けている――の各事項にすべて該当する会員事業者。

助成額は次の通り。

▽一つ星新規＝都内のドライバーを有する本社または1事業所／5万円、これ以外の都内のドライバーを有する事業所(上限10か所)／1か所につき5000円

▽一つ星継続＝本社または1事業所／4万円、これ以外の都内のドライバーを有する事業所(上限10か所)／1か所につき5000円

詳細は東ト協ホームページを参照。

▽申請・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・6257)

東ト協事務局人事

(3月31日)

退職(業務部教育研修・輸送G主幹)木村日出子▽同(財務部交付金会計G副参事／嘱託)村上正明▽同(総務部総務・支部支援G長)栗原貴志

同　(4月1日)

採用＝総務部広報・情報G係員、佐藤乃愛▽同＝業務部交通・環境G係員、吉田美紀▽同＝教育研修・輸送G係員、梶井清花

採用／嘱託＝適正化事業部適正化事業G主幹(東ト協)木村日出子▽同／再雇用嘱託＝業務部交通・環境G係員(東ト協／嘱託)村上正明

事務局長(総務部長)井上豪▽総務部長(総務部次長)武信雅之▽業務部教育研修・輸送G主幹兼適正化事業指導員(適正化事業部適正化事業G統括主査)永谷浩規▽業務部教育研修・輸送G主幹(同統括主査)齋藤孝行▽総務部総務・支部支援G係員(業務部交通・環境G係員)向成恵美

合同で地域内輸送拠点の運営訓練

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長)は3月10日、区立光が丘体育館で、練馬区防災推進課と協力して地域内輸送拠点運営訓練を実施した。

当日は練馬支部会員12人、練馬区職員35人、光が丘体育館職員3人が参加のもと、各避難所へ物資を輸送するための輸送拠点としている光が丘体育館で、物資の受け入れ、荷下ろし、在庫情報整理、物資の分類、仕分け、搬入搬出およびトラックのルート確認が行われた。

訓練は、2時間30分にわたって行われ、トラックから荷下ろしした物資をパレットに載せてハンドリフトで館内に運び、養生テープでレイアウトした箇所に運ぶとともに、体育館の搬入口・搬出口や動線を確認した。

訓練終了後の意見交換会で、田丸正一練馬支部防災対策委員長は、東日本大震災発生から14年が経つことから、練馬区との訓練の重要性を指摘。これからも訓練を継続していくことを強調した。

また、佐久間支部長は、練馬支部が東ト協の中でも、早くから物流コーディネーターとして災害時の対応に務める重要な役割を担っていることを説明するとともに、「今回の訓練が実りのあるものだったことに感謝し、防災への取り組みをさらに進めていくことが必要」と訴えた。

東ト協 7年度 初任運転者特別講習

第2回4月下旬受付開始

初任運転者特別講習 本部・多摩で計12回

東ト協は、令和7年度の初任運転者特別講習について、4月以降、本部会場(東ト総合会館)と多摩会場(三多摩自動車会館)で合わせて12回開催する。なお、4月開催分については、受付を終了している。

事業規模の小さい事業者では、同講習を個別に実施することが難しい面があるため、会員サービスの一環として事業者に変わり実施するもの。

受講対象は、原則として都内の会員事業所に所属する初任運転者など。受講料は無料。

各会場の開催日程と受講申し込み期間は、表の通り。研修時間は各会場・各日とも午前9時～午後4時(途中休憩を含む)。定員は本部会場が各回50人、多摩会場が各回90人(多摩支部会員以外も受講可能だが、問い合わせが必要)。

講習修了後、受講者には修了証明書を交付する(ただし、遅刻・途中退出者には交付しない)。

本部会場の申し込みは、東ト協ホームページ(HP)「申込みフォーム」で受け付ける。

多摩会場で受講する場合は受講申込書に記入の上、FAX送信(042・525・1775)する。

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、初任運転者に対する特別な指導(座学15時間・安全運転指導20時間以上)の実施が義務付けられているが、初任運転者特別講習はその教育内容の一部(座学教育の6時間分)について、実施するもの。

これに伴い、各事業者では初任運転者に対して、残り9時間以上の座学(積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導を含む)、および20時間以上の添乗指導を別途実施するとともに、その旨を運転者台帳などに記録・保存しておく必要がある。

なお、今年度よりEラーニング形式の初任運転者特別講習を実施することとしており、詳細は東ト協HPなどに掲載する。

▽問い合わせ先＝〈本部会場〉東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618、〈多摩会場〉多摩支部(☎042・524・3469)

本部会場【東京都トラック総合会館】

開催日	申込期間
4月11日(金)	受付終了
5月17日(土)	4月21日(月)～5月9日(金)
8月8日(金)	7月14日(月)～8月1日(金)
10月11日(土)	9月15日(月)～10月3日(金)
12月12日(金)	11月17日(月)～12月5日(金)
8年1月24日(土)	12月22日(月)～8年1月16日(金)

多摩会場【三多摩自動車会館】

開催日	申込期間
4月10日(木)	受付終了
5月26日(月)	4月25日(金)～5月19日(月)
7月16日(水)	6月16日(月)～7月9日(水)
9月5日(金)	8月5日(火)～8月29日(金)
11月11日(火)	10月10日(金)～11月4日(火)
8年1月27日(火)	12月22日(月)～8年1月20日(火)

協会日誌【3月16～31日】

17日　中堅社員強化プログラム▽環境委員会正副委員長会議▽環境委員会
18日　ロジ研正副本部長会議・幹事会合同会議▽同本部連絡会意見交換会▽同懇親会▽木材専門部会通常総会▽青年部幹事会
19日　海上コンテナ専門部会役員会▽経営者セミナー
24日　総務委員会
25日　労務厚生委員会
26日　物流政策委員会
28日　理事会

日程ボード【4月16～30日】

16日(水)　15時＝ダンプ専門部会全体会議(東ト総合会館)
17日(木)　11時＝女性部正副本部長会議(東ト総合会館)
18日(金)　15時＝出版・印刷・製本・取次専門部会役員会(東ト総合会館)
21日(月)　15時＝都庁・区役所専門部会役員会(東ト総合会館)
22日(火)　14時＝タンクトラック専門部会委員会(東ト総合会館)
23日(水)　13時30分＝引越専門部会役員・二委員会合同会議(東ト総合会館／Web併用)
24日(木)　14時15分＝ドライバー・コンテスト学科競技(東ト総合会館)▼15時＝正副会長会(同／Web併用)

新会員

【品川支部】

◆株式会社ハーベスト・ワールド・エクスプレス＝大田区鵜の木2の2の8鵜の木ビル2F▽☎03・6459・8694▽一般貨物運送(普通車1台、被牽引車4台、牽引車4台)

【足立支部】

◆サンライン株式会社＝足立区一ツ家2の7の10▽☎03・3850・9801▽一般貨物運送(普通車15台、小型車1台)

【多摩支部】

◆株式会社三芳エキスプレス＝昭島市拝島町6の1の12▽☎042・519・7104▽一般貨物運送(普通車61台)、利用運送

◆株式会社東京ホールディングス＝西東京市新町3の1の9▽☎042・460・6200▽一般貨物運送(普通車3台、小型車2台)

◆株式会社未来商事＝八王子市西寺方町696の2▽☎042・657・6501▽一般貨物運送(普通車12台)、利用運送

◆有限会社エース＝西多摩郡瑞穂町二本木461の2▽☎042・519・5914▽一般貨物運送(普通車11台)、利用運送

健康起因事故防止へ

健診助成倍増を通年実施

東京都トラック協会労務厚生委員会（大髙一義委員長）は3月25日、東ト総合会館で、令和6年度第3回委員会（Web併用）を開催し、6年度労務厚生関係事業の実施報告を行うとともに、7年度実施計画について審議・承認した。

開催に当たり、大髙委員長は、「夜行バスの重大事故が発生し、原因は調査中だがドライバーの健康起因による可能性がある。東ト協では健康起因事故防止のため、脳MRI健診の受診をはじめドライバーの健康状態の把握を促進しているが、事業者としての社会的な責務を果たすとともに、検査結果によるフォローアップも必要になる」と、健康起因事故防止の取り組みの必要性を強調した。

6年度事業としては、引き続き健康労働の促進を図るため、健康起因事故の防止や労務管理の推進、福利厚生対策の推進――の各事業を実施。

健康起因事故の防止では、定期健康診断の本部および支部による集団健診の開催や、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査、脳MRI健診などへの受診費用の一部補助を行った。6年8月以降、健診受診費用助成を倍増させる措置を実施したところ、1621社2万2424人が受診した。

また、脳MRI健診では前年度を上回る1558人が、SASスクリーニング検査では1882人がそれぞれ受診した。

7年度の実施計画では、ドライバーファーストに力点を置き、ドライバーの待遇改善、健康管理、安全教育のため会員事業者の取り組みを支援することから、健康管理の推進に向けた施策の一環として、定期健診受診費用の一部助成を1人当たり2000円に倍増し、対象人数を3万人に拡大する。昨年度途中から実施していた措置を通年実施とするもの（**別掲参照**）。脳MRI健診受診費用の一部助成（**別掲参照**）やSASをはじめ、講習会の開催や資料の提供など各種啓発策の展開と合わせて、健康起因事故防止を徹底する。

このほか、労務管理の推進として労務相談事業（**別掲参照**）、労務講習会の開催、福利厚生対策の推進について各事業を継続して実施する。

続いて、健診の実施率の向上について審議。会員事業者数に対する助成申請事業者数が1621社と、約50％となっており、未申請事業者からの申請を促すため、各支部を通じて周知徹底を図っていくことを確認した。

定期健診の受診については、6年12月25日付で大髙委員長名による、実施の徹底を求める要請文書を全会員事業者に対して発出していた。

また、7年度の委員会の取り組み案として、関東運輸局長が都心部で働く女性ドライバーのトイレ確保が課題との認識を示したことから、各方面への要望に盛り込んでいくこととした。

7年度事業計画案を承認

定期健康診断助成

東ト協 7年度

1人2000円に倍増

東ト協は、令和7年度「健康診断助成（定期健康診断）事業」を実施し、健診受診費用の一部を助成している。

トラックドライバーの健康管理を徹底することが、健康起因による重大事故の未然防止につながることから、受診促進を図るために実施しているもの。昨年度途中から実施した、助成額倍増の措置を通年実施する。

実施要領は、次の通り。

［助成額・上限数］

1人当たり2000円、1社につき上限30人（東ト協登録車両数まで・会費の未納がないこと）

［助成対象］

東ト協会員事業所に在籍するトラックドライバー。各支部・本部主催の集団健診に加え、これ以外の健診機関で受診した場合も対象。

［事業期間］

4月1日から8年3月6日までの期間中に受診および助成金申請書を提出したものが対象。

支部主催の健診については、7年度内に支払い処理が完了するものは同期間後も対象。

支部・本部主催以外の健康診断を8年3月7日以降に受診する場合、同月6日までに申請書類を提出、同月19日までに請求書・領収書を提出する場合に限り対象。

※本部・支部主催の健診受診の場合、助成金申請書の提出は不要

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

東ト協 7年度

脳MRI健診助成の実施

健康起因の事項防止へ

東ト協は4月1日から、令和7年度「脳MRI健診助成」の申請受付を行っている。受付期間は8年1月30日まで（必着、期間内であっても予算額に達し次第、受付終了）。

事業用トラックドライバーの脳血管異常の早期発見と早期治療を促進し、健康保持および健康起因事故の防止を図るため、脳MRI健診の受診費用の一部を助成するもの。

助成要項は次の通り。

［助成対象事業者］

会費の滞納がない東ト協会員の中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員数が300人以下）

［助成対象者］

①7年4月1日現在で年齢40歳以上の者、②都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している、③7年2月1日～令和8年1月末の間に受診・受診費用の支払いが完了している、④助成対象事業者が受診費用を負担している、⑤4年4月～7年3月末の間に東ト協脳MRI健診助成事業助成金の交付申請をしていない――の各事項すべてに該当するドライバー

［助成額・人数］

1人当たり1万円（提携医療機関における受診料金は2万2000円・税込）。1事業者につき人数の上限なし

［助成対象の検査］

脳MRI（頭部MRIとMRA検査セット）を受けた場合で、保険診療は対象外。

受診予約は直接、医療機関または運転従事者脳MRI健診支援機構に申し込む。詳細は同機構ホームページ（HP）を参照、助成金申請の詳細は東ト協HPを参照。

▽助成金の問い合わせ・申請先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

特定技能外国人ドライバー採用の問題点を解説

東ト協は3月19日、会員事業者の経営者・役員・管理者などを対象に、令和6年度経営者セミナーを開催し、TDGホールディングスグループCEOの加藤光一氏が「物流業界×外国人人材紹介～物流業界における人手不足問題の解決を目指して～」をテーマに講演した。

セミナーでは、「特定技能外国人ドライバーの採用」について取り上げ、特定技能制度の概要や特定技能外国人ドライバー採用の流れ、運転免許の切り替えの具体的な手続きについて解説した。

加藤氏は、「国内の生産年齢人口が減少する中、特定技能制度は高齢化により人手不足が顕著な分野を対象に、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる仕組みとして2019年4月より制度が開始され、さらに2024年3月には対象分野について、自動車運送業の追加が閣議決定された」と説明。

物流業界では、在留期限が最長5年までの『特定技能1号』が対象となり、外国人採用枠は5年間で1万5000人までと、受け入れ人数枠が設定されている。採用するに当たり、入国後の義務的支援の10項目について、会社がすべてをカバーするのは難しいことから、「政府認定の登録支援機関に全面委託することが一般的だ」と述べた。

また、現地に求人票を出してから特定技能評価試験・日本語能力試験N4認定の試験やビザを申請し、入国するまでには約8か月以上はかかると説明。さらに、入国後はおよそ3～4か月先の予約で合格率はわずか26％の外免切替試験もあり、免許未取得でも入社後は賃金が発生するため、ドライバーとしてデビューするまでの期間をいかに短くするかが大事な要素だと解説した。

さらに、ドライバーとしてベトナムの人材を推薦し、「ベトナムでは普通免許の保有率が国民全体の約18％となっていて、車社会が発達していないため、他国に比べて交通法規が厳しくない。さらに非常に親日で真面目であり、技能実習制度で働いた経験者が多く、日本社会に慣れている人が多いことが特徴だ」と説明した。

最後に、ベトナム現地では、職業ドライバーが免許を取得しているだけなので、免許保有率が低いこともあり、採用人材が限られるため、なるべく早めに人材を確保することが大切だとまとめた。

東ト協 経営者セミナー

東ト協

無料で労務相談

社労士が個別対応

東ト協は4月から、労務関係推進事業として令和7年度「労務相談事業」を実施している。受付期間は8年3月末まで。

昨年4月からの自動車運転業務に対する時間外労働の上限規制適用に伴い、業界では労働時間短縮など働き方改革の推進や、適正な労務管理が求められている。

このため、東ト協では労務相談員（社会保険労務士）2氏と契約し、時間外労働の上限規制への対応をはじめ、給与体系や就業規則の見直し、解雇の手続きや労使間トラブルなど、労務管理に関わる各種問題の解決に向けて、会員事業者からの相談に応じている。

相談費用は無料（東ト協が負担）。なお、就業規則の作成など相談以外の費用は、申込者の負担となる。

相談は事前予約制。申し込みは東ト協ホームページ掲載「令和7年度労務相談申込みについて」の「申込フォーム（会員専用）」より送信、または申込書に記入し、FAXまたは郵送する。申し込みを受けた東ト協業務部が担当の労務相談員に連絡し、担当の労務相談員から申し込んだ会員に連絡。相談日時や場所（会員の事業所または指定の場所）などを打ち合わせた上で、個別面談により相談に応じる。なお、電話での相談も可能。

▽問い合わせ・申し込み先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983）

東ト協 専門部会 総会

木材専門部会

（3月18日、ホテルイースト21東京・海老原雅巳部会長）

部会継続について審議

令和5年度事業報告・収支決算および6年度予算について、審議・承認した。

また、今後の部会継続および任期満了に伴う役員改選について審議したが、総会での結論を得るには至らなかった。このため、来年度以降において審議を継続することとした。

標準的運賃届出率 目標達成を報告

運賃収受へ取り組み継続

東京都トラック協会物流政策委員会(三村偉一郎委員長)は3月26日、東ト総合会館で、令和6年度第3回委員会(Web併用)を開催し、6年度の活動報告として、運賃・料金適正化検討小委員会の活動(標準的運賃の届出結果)、駐車規制見直しの推進、労働力の確保対策について説明。

6年度の各種助成の申請結果を報告するとともに、7年度の実施計画などを審議・承認した。

冒頭、三村委員長があいさつし、「2024年問題に直結する人材確保、標準的運賃の届出、駐車問題については、業界を挙げて取り組んでおり、中でも標準的運賃の届出促進では、皆様の協力をいただきながら最終的に目標を達成することができた。これからは荷主や元請と運賃値上げを交渉し、適正運賃・料金の収受につなげていきたい」と述べた。

議事では6年度の活動報告として、まず運賃・料金適正化検討小委員会の活動について説明。会員事業者の標準的運賃届出率は2月末時点、全支部平均95・7%となり、届出促進活動の目標としていた95%を達成。三村委員長が委員を通じて各支部の取り組みに対して感謝の言葉を述べた。

また、駐車規制の見直し推進として、昨年12月に会員事業者に対して、「駐車規制の見直しに関する状況等の調査」(アンケート)を実施し、その結果を踏まえて要望書を取りまとめ、3月21日に警視庁交通部へ提出したことを報告した。(**1面に関連**)

労働力の確保対策として、東ト協各支部、東京労働局、ハローワークとの3者連携によるドライバー募集説明会の開催を支援しており、今年度は渋谷・世田谷・目黒各支部、墨田・葛飾・荒川・台東各支部がそれぞれ合同で説明会を開催した。

この後、6年度の各種助成制度の申請結果について報告。運転免許取得助成では人数制限を緩和・撤廃し、男性ドライバーの新規取得で予算超過となったが、全体予算の中で調整する。

また、7年度の助成実施計画では、運転免許取得の助成枠は昨年度と同数を確保(**別掲参照**)。「働きやすい職場認証制度」取得促進助成の助成枠は縮小する(**4面参照**)。

さらに、国土交通省が実施している「標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査」について、委員を通じて協力を呼びかけた。

今後の委員会の進め方としては、標準的運賃届出の成果を踏まえ、荷主との運賃交渉を実施するため、会員事業者の取り組み支援を継続するとともに、燃料価格の高騰が長期化していることから、「燃料サーチャージ」について、導入の状況などを調査するとともに、導入に向けた情報提供・支援を行っていくことを確認した。

男性・女性ドライバー 運転免許取得を支援

東ト協 7年度

東ト協は、令和7年度男性・女性ドライバー免許取得助成事業を実施している。

ドライバーファーストに力点を置いた施策を展開し、ドライバー不足問題を打開する取り組みの一環として、大型・中型・準中型各自動車免許の新規取得とあわせ、8㌧限定中型および5㌧限定解除審査費用の一部を助成するもの。昨年度に引き続き、要件の一部を緩和している。

助成内容などは次の通り。

[申請受付期間]

7年4月1日～8年1月30日(予算額に達し次第、受付終了)

[助成対象]

東ト協会員で中小企業者(資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人)

[助成額]

○男性ドライバー

大型・中型・準中型免許の新規取得＝5万円▽中型・準中型免許の限定解除審査＝3万円

○女性ドライバー

取得費用の3分の2。ただし上限は次の通り。

大型免許＝26万7000円▽中型免許(限定解除を含む)＝18万円▽準中型免許(限定解除を含む)＝26万7000円

[助成人数]

○男性ドライバー

1会員事業者当たり5人まで

○女性ドライバー

上限なし

[助成要件]

▽助成対象の男性・女性ドライバーは原則、助成金交付日を起算して5年以上その会社に継続勤務すること

▽取得した免許について国および関係団体などから助成金が交付されていないこと

▽東京しごと財団実施の「業界別人材確保強化緊急支援事業」との併用申請が可能

詳細は、東ト協ホームページを参照(交付申請書などのダウンロードが可能)

▽問い合わせ・申請先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・6257)

「運行管理者一般講習受講料」助成

東ト協 7年度

1人3200円上限

東ト協は4月9日から、令和7年度「運行管理者一般講習受講料助成」の申請受付を行っている。

受付期間は8年2月27日まで(先着順／予算額に達し次第、受付終了)。運行管理者の講習受講は、法令で定められた義務であるとともに、運行管理の知識の向上により、日々の運行管理の安全性向上につながっていくものであることから、運行管理者が確実に受講するよう、積極的な活用を呼びかけている。

[助成対象者]

会員事業者の都内事業所にて選任されている運行管理者で、法律の規程により7年度中に一般講習の受講義務のある者

[助成対象講習]

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が定めた講習のうち、講習認定機関が実施する運行管理者一般講習(貨物)で、実施期間中に受講および受講料の支払いが完了したもの。ただし、7年4月1日以降に受講および受講料の支払いが完了したものは遡って対象とする

※認定機関については、自動車総合安全情報ホームページ(HP)の「運行管理者について」を参照。

[助成人数・助成額]

1会員事業者につき支部登録台数分まで(上限10人)、1人につき3200円を上限として、助成対象講習の受講料を助成

[申請方法]

東ト協HPからダウンロードした申請様式と添付書類を添えて、東ト協業務部交通・環境グループ宛てに郵送、または持参などにより提出

▽問い合わせ・申込先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618)

関交協オリジナル冊子

運転寿命を延ばすための
視野障害対策

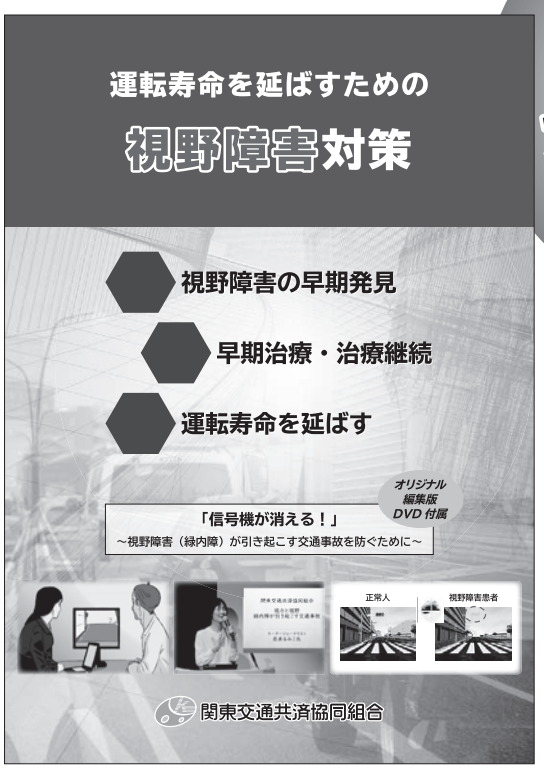

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。

この度、視野障害が原因となる交通事故を防ぐため、事業者が取り組むべき内容をまとめたDVD付冊子を制作しました。

国土交通省事業用自動車総合安全プラン２０２５の施策でも挙げられた取り組むべき課題「健康に起因する事故の増加への対応」に則した指導・教育にご活用ください。

関東交通共済協同組合

7年度事業実施計画を承認

東京都適正化事業実施機関 6年度 評議委員会

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関（本部長・水野功東ト協会長）は3月21日、令和6年度評議委員会（委員長・杉山雅洋早稲田大学名誉教授）を開催し、6年度事業実施結果を報告するとともに、7年度事業実施計画案を審議・承認した。

開催に当たり、水野本部長の代理として出席した東ト協の菊池正浩副会長（適正化事業指導委員長）があいさつし、「社会的要請に応えるため、さらなる業界の健全化や、事業者が公正な競争を行うための環境整備とコンプライアンスの向上による輸送の安全・安心を進めていくことが必要であり、適正化事業実施機関の果たす役割は極めて重要だ。安全かつ荷主や社会から信頼されるよう事業者の支援を行っているが、適正化事業の適正な実施と実施機関の効果的な活動について、委員の評議と提言をいただきたい」と述べた。

続いて、杉山委員長は「物流の2024年問題への対応に苦労する中、エッセンシャルワーカーとしてのトラック運送サービスは、我が国だけでなく、世界の人々の生活に必要不可欠なものだ。営業用貨物車による交通事故が増加傾向にあることから、しっかりとした事業を実施することが事故の削減に貢献されると思う。事業運営が厳しい中ではあるが、安全第一を肝に銘じていただきたい」と述べた。

議事ではまず、6年度東京都適正化事業機関の実施結果を報告。昨年度に続いて、巡回指導の総合評価がD・E評価の事業所に対する巡回指導を重点的に実施し、6年度の巡回指導結果（7年2月時点）では、D・E評価の事業所は全体の9・3％（前年同期比3・8ポイント減）で、全国平均および関東平均よりも高い水準が続いている。

また、通常巡回指導指摘項目のワースト5としては、①特定の運転者に対する特別な指導の未実施、②定期点検未実施、③特定の運転者に対する適性診断の未受診、④健康診断未実施、⑤整備管理者研修未受講――の順で指摘が多い状況で、指摘率は減少傾向にある。これらの情報は、東ト協ホームページに掲載し、事業者に注意喚起を図っている。

7年度実施計画では引き続き、巡回指導の総合評価がD・E評価の事業所に対する巡回指導を重点的に実施する。会員事業者に対しては、巡回指導とは別の機会を設け、事業者の相談対応と具体的な指導を行っていく。

今年度から新たに、物流の適正化のための情報収集・調査として、適正化事業調査員（Gメン調査員）の業務を計画案に追加。国のトラック・物流Gメンによる調査などを補完実施すると説明。

加えて、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の普及拡大のため、広報や相談会によるGマーク申請のサポートとともに、巡回指導時に、管理体制がしっかりしている事業者へ申請に関する情報提供・アドバイスを行い、多くの事業者が新たに取り組めるよう周知拡大を図る。

このほか、Gマーク事業所の認定状況について報告。全国の認定数は2万9069事業所で、認定率は33・9％。このうち、東京の認定数は1644事業所だった。また、Gメン調査員の業務内容や集中監視月間の取り組み結果について説明があった。

D・E評価への重点実施を継続

東ト協適正化事業部『適正化だより』を発行

東ト協適正化事業部はこのほど、『適正化だより』臨時号を発行し、マイナ免許証の運用開始に関する情報発信を行っている（**本号に同封**）。

今号では、免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の運用が3月24日から全国で開始されたことにより、3通りの「免許証の持ち方」について解説。マイナ免許証は、住所変更を簡素化し、免許紛失時には手続きが煩雑で、時間を要するなどのデメリットもあることから、マイナ免許証と従来の免許証の両方を所持することも可能となっている。

なお、これまで発行した『適正化だより』のバックナンバーは、東ト協ホームページに掲載している。

Gマーク制度説明会

東ト協 7年度　認定申請をサポート

東ト協は、令和7年度の安全性優良事業所認定制度（Gマーク制度）申請に関する説明会を実施する。

会員事業者のGマーク認定取得の促進に向けて、新規申請や更新申請の手続きなどをサポートするため実施しているもの。

開催日程などは、**表**の通り。本部会場（東ト総合会館）は5月22・23日の2日間、多摩支部（三多摩自動車会館）は5月28日に開催する。

説明会に加え、個別の事前相談会も行っており、本部会場は6月19・20日の2日間、多摩会場では6月23・24日の2日間実施する予定。

さらに、Gマーク審査・評価の対象となる安全運転研修会を6月5日、巡回指導に係る研修会を6月25・26日、それぞれ東ト総合会館で行う予定。

説明会などの申し込み方法は、東ト協ホームページに順次掲載する。

▽問い合わせ先＝〈本部会場〉東ト協適正化事業部（☎03・3359・4138）▽多摩支部（☎042・524・3469、FAX042・525・1775）

本部会場　4月25日から受付

説明会＼会場	東ト協 本部会場 新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館	多摩会場 国立市北3-27-11 三多摩自動車会館内
Gマーク説明会 Gマーク申請に向けて、申請資格、申請方法などについて、全般的に説明	○5月22日(木)、23日(金) ・各日とも、午後1時30分から(各回とも、2時間程度)	○5月28日(水) ・午後2時から(2時間程度)
	定員各回80人(先着順) 申し込みは、東ト協ホームページで	定員40人(先着順) ※多摩支部会員限定 申し込みは、多摩支部へFAXで
申込期間	4月25日(金)～5月22日(木)	詳細は多摩支部へ問い合わせ
Gマーク申請受付期間・方法	○窓口受付：7月1日(火)～14日(月)を予定(ただし、土・日曜日を除く) ○郵送受付：東ト協本部窓口へ7月14日(月)必着 ○電子申請：7月1日(火)～14日(月)を予定	○7月4日(金)、7日(月) ※多摩支部窓口へ提出
	詳細は、全ト協および東ト協ホームページに順次掲載する予定	

東京都 7年度 貨物輸送評価制度

東京都環境局は、令和7年度「貨物輸送評価制度」を実施する。これに伴い、申請窓口を担当する東京都トラック協会（業務部交通・環境グループ）で郵送またはメールでの申請が4月14日から5月21日（必着）まで、窓口（持参）申請が4月16日から5月23日午後5時まで受付を行う。（申請書類に不備があった場合の修正・追加書類の提出は5月30日まで）。申請手数料は無料。

対象事業者は、都内を発着する貨物自動車運送事業者（事業所の所在地は都内外を問わない）。

審査項目は、各事業者が保有する全車両の燃費記録（6年4月～7年3月の1年間）や、運転者に対するエコドライブの教育訓練・指導などの体制、燃費データの集計・分析など燃費に係る日常的な管理体制。

評価に当たっては、70の車両区分の平均燃費値（ベンチマーク）をもとに、各事業者の全車両を対象に実走行燃費の偏差値を算出し、3段階（三つ星・二つ星・一つ星）で評価する。評価取得事業者には評価証明書を交付する。

評価事業者は、7月頃に都ホームページ（HP）で公表する。詳細は、東ト協または都環境局のHPを参照。

▽申請・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6671）

申請窓口・東ト協持参・郵送・メールで

申請に関する説明会オンライン・会場で

東ト協は、7年度「貨物輸送評価制度」説明会（オンライン配信と会場説明会）を開催する。日程は次の通り

▽オンライン配信期間＝4月14日～5月23日

▽会場（Web配信）説明会＝4月14日午後2時30分～4時、同18日午後3時～4時30分、同22日午後2時～5時（会場はいずれも東ト総合会館）

参加申し込みなど詳細は、東ト協HPを参照。

運行管理者試験テキスト
【貨物編】
過去の問題の解説と実践模擬問題
●出題範囲の要点を法令ごとに収録
●過去の試験問題100問を徹底解説
●30問の実践模擬問題付
定価　2,640円（税込）
株式会社 輸送文研社〈柏林書房〉
TEL03-3861-0291　FAX03-3861-0295

トラック運送業
～労務管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和（社会保険労務士）

新年度を迎え、物流二法の改正等運送業を取りまく環境も大きく変化しつつあります。特に運送業については、2024年問題への対応が思うように進まない状況のなか、行政庁は、物流に法改正の目的でもある荷主・元請対策を進めている状況で、労働基準監督署の臨検調査は、今のところ活発に行われてはいません。ただし、そのようななかでも転落事故やフォークリフト事故等の労災事故の発生を契機に、臨検調査が行われることは想定されます。そこで今回は、新年度の保険料率の改正と併せて、労基署の臨検・調査におけるポイントについて取り上げます。

(1)労働・社会保険の料率の変更

①雇用保険率

雇用保険率については、今年度は4月から1000分の14・5（被保険者負担1000分の5・5、事業主負担1000分の9）へ変更となります。変更対象となるのは、4月支払の賃金ではなく4月分の賃金からとなり、被保険者負担分の料率変更が必要となりますのでご留意ください。なお、労災保険料率についての変更はありません。

②健康保険料率

加入されている保険者によって異なります。

協会けんぽの場合、3月から東京都の健康保険の一般保険料率は、1000分の9・98から1000分の9・91に変更されています。また、介護保険料率も1000分の16から1000分の15・9に変更されていますので、4月支払分の給与から被保険者の負担額も変更が必要となります。なお、健保組合に加入されている場合は、各健保組合の情報をご確認ください。また、厚生年金保険料率については、変更はありません。

(2)労働基準監督署の臨検・調査のポイント

労働基準監督署の臨検・調査においては、特に次の点に留意してください。

①労働時間管理

労働時間管理については、36協定に定められた労働時間の延長限度及び改善基準告示の遵守状況がポイントとなります。時間外労働の状況が法律上の上限以内であっても、自社の36協定において定められた労働時間の延長限度を超える場合は違法となりますので、自社の36協定で定められた限度時間を遵守しなければなりません。また、特別条項付36協定が締結されている場合、運転職以外については限度時間を超えて時間外労働を行わせることができるのは、労働者ごとに協定期間の2分の1以下の期間（例：1年間の期間を定める36協定の場合、6回以内）に限られているので、同一労働者に2分の1の期間を超えて限度時間を超える時間外労働を行わせている場合には、法違反となります。また、運転職については、この規制の対象外であることから最大12回に設定できますが、改善基準告示違反がないようにしていただくことも重要です。

なお、36協定の延長の限度及び改善基準告示を超過する「違法な長時間労働」が行われている場合には、違法な長時間労働がなくなるまで徹底した継続指導が行われます。

②変形労働時間制の運用状況

変形労働時間制を採用している場合、原則としてあらかじめ特定した通りに労働させることが必要となります。業務の都合により、日常的に労働日の変更が行われているような場合には、変形労働時間制に該当しないものと判断されます。変形労働時間制に該当する場合は、例えばもともと週の労働時間を48時間と定めていた週については、週48時間までは割増賃金の支払いが必要ないということになりますが、変形労働時間制に該当しないものと判断された場合は、その週についても週40時間を超える時間について割増賃金の支払いが必要となります。その結果、賃金の支払額に差額が生じた場合には、その差額に該当する賃金の支払いが求められます。

③割増賃金の支払い

時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金の支払いについては、適切に把握した労働時間に基づき、適法な計算方法で算定した額以上の割増賃金額が支払われていなければなりません。

割増賃金込みの賃金や定額時間外手当の支払い、特定の手当項目による割増賃金の支払いを行っているような場合には、そのことが労働者に周知されていること（就業規則等による規定及び労働条件通知書・雇用契約書での明示）の他、支払われている割増賃金額の時間数の明示や、超過した時間分の差額の支払いが行われていることが必要で、これらが行われていない場合には未払い賃金を指摘され、支払いの必要が生じます。

④最低賃金額

最低賃金は時間給で定められていますので、月給制で最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するためには、月給の額を月の所定労働時間で除して時間給を計算して比較します。

ただし、最低賃金との比較をする場合には、臨時に支払われる賃金・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金・所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金・深夜労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の計算額を超える部分（深夜労働の割増賃金）・最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、家族手当、通勤手当）は、除外して計算をしなければなりません。また、定額時間外手当や割増賃金として支払われている手当項目は、割増賃金に該当するため、最低賃金額の算定の際には除外されることにも留意してください。算定の結果、支払われている賃金額が最低賃金額を下回っている場合には、最低賃金額との差額の支払いが求められます。

⑤臨検・調査の方法

運送事業者に対する労基署の臨検調査において、事前の通告なしで突然訪問してくるという方法が取られることがあるため、日常から前述の事項に対する確認・管理をしっかり行っていただくことが重要となります。

ポケット

大江戸 フォト散歩 第152回

まちかど写真家 筑峯 総太

春は別れと出会いの季節。新入社員の姿を見て新年度のスタートを感じるこの頃。

3月24日に東京の桜が開花し、25日には横浜、26日には甲府で咲いた。平年並みか、やや早い開花となり、今月に入り肌寒い日が連続したものの、1週間前後で満開となり、春の訪れを満喫できた。

都内で桜の名所といえば、目黒川、千鳥ヶ淵、隅田公園と、多くの人気スポットが上がってくる。花見の起源は諸説あるが、奈良時代まで遡り、貴族が梅を好んで鑑賞していたそうだ。現代の花見は桜を指しているものの、その昔は中国から伝わった梅がステータスシンボルで、決して桜が好まれていた訳ではなかったようだ。

平安時代に入ると、次第に桜の観賞が貴族たちに広まり、桜の下で宴をする様子が「源氏物語」に記され、「古今和歌集」でも桜の歌が詠まれていることから、桜に関する記述が多く残されている。一方、農民たちは農耕時期とも重なるため、桜を愛でる祭事の観点で、神に五穀豊穣を願ったのかもしれない。現代の純粋な楽しみとして庶民に広まったのは、江戸時代以降からといわれている。

江戸後期にはオオシマザクラとエドヒガンを改良した、「吉野桜」が誕生した。吉野桜は都内豊島区にあった「染井村」で、植木職人の手によって作られたとされる。奈良の吉野のヤマザクラと区別するため、後に「ソメイヨシノ」と呼ばれるようになった。交配・改良を重ね、当時は300種にまで増えたという。

谷中霊園の桜も都内の名所の一つ。天王寺から続く道は「さくら通り」と呼ばれ、咲き誇るとトンネルのようになる。浄名院の横を通り、霊園に至る桜並木や霊園内に点在する大木が見事だ。近年のインバウント効果で、多くの外国人観光客も訪れていた。日本の優しさが伝わればと思う。

東京の桜

パズル＆クイズ

by 冴戒 椎也

スケルトン

リストの言葉を盤面に埋めてください。言葉はすべて「上から下」または「左から右」に入ります。完成後、解答欄にできる言葉が答えです。

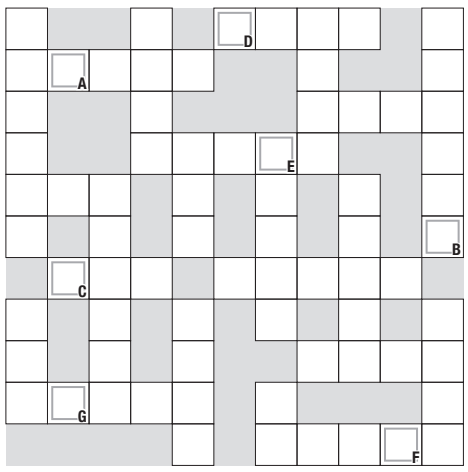

［リスト］

●2文字
バラ

●3文字
イチゴ
スミレ
ツツジ
ローズ

●4文字
シラウメ
ナデシコ
ナノハナ
ハマナス
パンジー
ヒナギク
モクレン

●5文字
カキツバタ
クロッカス
シバザクラ
シャクヤク
ユキヤナギ
ラベンダー
レンゲソウ

●6文字
ジンチョウゲ
チューリップ
ミヤコワスレ

※小さい「ッ」などは大きな「ツ」などと同じものとして扱ってください。

［解答欄］

A	B	C	D	E	F	G

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの郵便番号・住所③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード（1,000円分）をプレゼント。

☆インターネットでのご応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/

☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報→」から**「パズル＆クイズ解答フォーム」**へ。

●宛先（はがき応募の場合）
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
（一社）東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

●締め切り
4月末日（**正解は5月10日号に掲載**）

★3月10日号「漢字ジグソークロス」の正解は**「卒業式」**でした。

三丁目

最近、友人たちから「生存確認」のような連絡が時々ある。皆70代だ。〝別れ〟を告げる同世代人が増えてきたからだろうか◆40～50代の会話には老齢の親への心配事が出てくるそうで、60～70代になると、自分やパートナーの老化・病気が話題になってくるのだという◆先日、30年ぶりに70代夫婦3組で食事をした。いつどうなるか分からないからと。話題は「終活」関連もあったが、人生を楽しもうという企画が次々と飛び出した。〝幕引き〟を前提としたポジティブさかも◆1月5日と4月15日は「遺言（ゆいごん）の日」、11月15日は「いい遺言の日」。人生最後の作業をもっと理解して、ということだろう。関連記念日がやけに多い◆『大辞林』（第4版／三省堂）によれば、遺言は「自分の死んだあとの事について言い残すこと」とあり、法曹界では「いごん」と読むそうだ◆残す財産など何もない。が、〝幕引き〟に思いを馳せたら、不思議と「これからどう生きたいのか」が浮き彫りになってきた。そろそろエンディングノートや遺言を準備すべきか。誰にもいつか必ずやって来る〝その日〟のために。